
第15回国際労働問題シンポジウム

協同組合の振興のために

——ILO新勧告と日本——

特集にあたって

法政大学大原社会問題研究所主催の国際労働問題シンポジウムは、1987年に開始されて以来、2002年のシンポジウムで第15回目を迎えた。2000年のシンポジウムから、法政大学市ヶ谷キャンパスのボアソナードタワーという交通至便な場所で開催している。

このシンポジウムは、これまで原則として、その年のILO総会で取り上げられた議題の一つを選び、討議に参加した政府および労使の代表から報告を受け、また関連して研究者から意見をのべていただくというかたちで行われてきた。第15回シンポジウムでは、2002年6月の総会で採択されたILOの新しい勧告である「協同組合の促進（promotion）に関する勧告」（第193号）に注目し、これを取り上げてシンポジウムを行った。

*

これまで、ILOにおける協同組合に関する勧告としては、1966年に採択された「発展途上にある国の経済的及び社会的開発における協同組合の役割に関する勧告」（第127号）がある。同勧告は、発展途上国に限定していたとはいえ、その国の開発における協同組合の役割の重要性を認識していたものとして重要な意義を持っていた。すなわち、同勧告は、「協同組合の設立及び育成は、発展途上にある国における経済的、社会的及び文化的開発並びに人間性の向上のための重要な手段の一つとみなされるべきである」として、協同組合に高い評価を与えた。そのうえで、協同組合に関する当該国の政府の政策目標として、「その独立性に影響を及ぼすことなく、経済的、財政的、技術的、立法的その他の援助及び発動を与える政策を策定し、かつ、実施すべきである」と規定していた。

第127号勧告から36年を経た2002年に採択された「協同組合の促進に関する勧告」（第193号）は、発展途上国に限定したものではなく、先進諸国、発展途上国を問わず、今日における協同組合の意義と役割を認識した勧告として画期的意義を持っている。とりわけ、グローバル化の進行に関連して述べている以下の前文が注目される。すなわち、「グローバル化が、協同組合にとっての新しい多様な圧力と、課題、挑戦、および機会を産み出し、全国的・国際的な水準における強力な人間的連帯の形態が、グローバル化の利益のより公正な分配のために必要とされていることを認識し」、「フィラデルフィア宣言に具体化された“労働は商品ではない”との原則を想起し、あらゆる所における労働者のためのディーセントな労働の実現が、国際労働機関の第一義的目的であることを想起し」、この勧告の採択に至ったことである。

この新しい勧告は、グローバル化の進展に対し、グローバル化の利益のより公正な分配のために、ディーセント・ワークの実現を基本的視座に据えつつ、協同組合の役割をその視座の上に初めて位置づけた勧告として画期的意義を有している。しかも、勧告の「付属文書」として、「1995年の国際協同組合同盟総会によって採択された《協同組合のアイデンティティに関する声明》からの抜粋を置くことによって、同声明をオーソライズし、かつ国際的連携を意味づけた点でも画期的な勧告である。

*

もちろん、勧告であるから、加盟国への拘束力はないが、しかし勧告の基本的考え方は、今後の協同組合とその運動に関連して、きわめて重要な指針としての意義を持つものである。今回、同勧告をシンポジウムのテーマとして選び、取り上げたのは、概ね以上の意義を踏まえてのことである。

幸い、このシンポジウムへの関心は高く、ボアソナードタワーのスカイホールには、協同組合組織と運動に携わっている人たちが協同組合に関する研究者を始め、約100名の参加者が集い、盛況であった。その一端は収録した質疑応答にも表れている。

最後になったが、きわめて多忙であるシンポジウム・パネラーを始めとする政・労・使の関係者の方々および当日の参加者など多くの方のご協力をいただいたことに心からお礼を申し上げたい。さらに恒例となっているが、ILO東京支局、(財)日本ILO協会のご後援をいただいたこと、および今回から大原社研の姉妹機関である(財)労働科学研究所に後援団体として名を連ねていただいたこと、またテーマの関係で、日本協同組合学会に協賛団体となっていたいただいたことについて、この場を借りて厚く感謝の意を表明したい。

ILO総会で取り上げられた議題について、討議に参加した政府および労使の代表が、日本国内で一堂に会する機会はほとんどないだけに、このようなシンポジウムを続けていきたいと考えている。

(早川 征一郎)

第15回国際労働問題シンポジウム

協同組合の振興のために

——ILOの新勧告と日本——

主催 法政大学大原社会問題研究所

日時 2002年9月30日(月) 午後1時～4時30分

後援 ILO東京支局、日本ILO協会

会場 法政大学市ヶ谷キャンパス

労働科学研究所

ボアソナード・タワー 26階 スカイホール

協賛 日本協同組合学会

司 会

法政大学大原社会問題研究所教授 五十嵐 仁

ILOにおける審議をめぐって

厚生労働省大臣官房国際課課長補佐 水野順一郎

労働者の立場から

全国労働金庫労組連合会中央労金労組副委員長 梅村 敏幸

使用者の立場から

日本経済団体連合会出版・研修事業本部研修グループ副長 臼井 啓能

ILOの新勧告と日本

明治大学政経学部教授・日本協同組合学会会長 中川雄一郎

(注) 肩書きは、2002年6月現在

ILOにおける審議をめぐって

水野 順一郎



ただいまご紹介にあずかりました厚生労働省の水野と申します。よろしくお願いいたします。私は今回、総会にILO総括担当ということで参加させていただきまして、委員会につきましては特定の委員会を担当するというわけではなかったわけですが、主に決議委員会等政治的色彩の濃い委員会に出ていたところでございます。今日は協同組合の促進ということについて、ILO担当ということでお話しさせていただきたいと思います。

さて、本年の総会の技術議題の一つとして、昨年に続いて協同組合の促進が議論されたところでございます。協同組合の促進につきましては、2001年の総会の議題に取り上げるということを決めたのは、1999年の3月の理事会ということでございます。協同組合活動の促進が技術議題に選択された背景としましては、グローバリゼーションや経済自由化、あるいは地方分権化といった世界的な潮流の中で、1966年に採択された開発途上国における協同組合に関する第127号勧告というのが時代遅れの勧告になってしまっているということがございまして、協同組合が新たな環境に適応して加盟国に利益をもたらすとともに、経済開発や貧困緩和に重要な役割を果たせるようにするため新たな勧告を策定する必要性が生じたからということになっております。

協同組合は雇用創出や社会開発に重要な役割を果たしており、これまで農業、金融、保険といった分野において活発に活動を行ってきたところでございます。最近では情報技術といったような新しい分野についても協同組合が参入、あるいは設立されつつあるというふう聞いております。協同組合が、特に地域に密着したサービスを提供する、あるいは単なる営利目的以上に社会的意義のあるサービスを提供していくといった特色を有することについては、これはもう皆様ご承知のところでございます。

昨年の総会以降本年の総会までの流れとしましては、昨年の議論に基づいて事務局のほうから勧告案が加盟国に提示されたところでございますが、これとともに質問表が送られ、それに対して回答を求められ、その回答に基づいてさらに新しく修正された勧告案が提示された。そして、その修正案に基づいて本年の総会が討議されたという形になっております。今日は、この修正勧告案に対して日本政府がどういうふうに考えていったのか、これをお話した上で総会の討議についてお話しするということでございますので、その討議にあたって議長がどのような方針で臨んでいたのか、あるいは各国政府はどういったことを考えていたのか、さらには勧告案が討議を通じてどのように修正されていったのか、といったことについてお話しさせていただきたいと思います。

まず政府の方針としましては、今回の協同組合の促進に関する勧告案に対する総括的な意見とし

まして、「グローバル化の進展，世界的な経済情勢の悪化に伴う雇用情勢の変化，金融システムの発展，協同組合を取り巻く環境は第127号勧告採択時から大きな変化を見せている。こうした状況を踏まえ，当該勧告を時勢に合致した新しいものとなるようつくり替えるというILOの取り組みをわが国政府は支持するものである」というものでございました。これはさきほど申し上げたとおり，今回の勧告改正の背景に対するILOの対応は至極当然のものであるということでございます。

これに続きまして2点ほど付け加えられているものがございまして，「しかしながら本勧告案の主たる対象はILOの構成員以外の団体となっており，本勧告案はその促進に関して政・労・使がとるべき行為を規定するものであることから，その内容についてはILOのマンデートを逸脱したものとにならないよう十分に注意する必要がある」というものでございます。これも当たり前といえば当たりのことではございますが，そもそもILOの構成メンバーというのは加盟国の政・労・使なわけですが，協同組合の促進に関する勧告というものはこれ以外の協同組合というものを対象にしている。そういう意味で，通常のILOの勧告とは性格がちょっと違っている文書であるというところがございまして。こういう面からいっても，勧告の規定については慎重に吟味しなければならないところであるということで，そのへんを十分に生かして討議をしていく必要があったのではないかとこのところでございます。

もう一つは，「なお，文書の採択にあたっては，新文書がILOの活動目的に合致するとともに，社会的・経済的発展の度合いの異なるさまざまな国において活用できる柔軟なものとすべきである」というものでございます。これもそのまま意味としては当たりのことをいっているだけの話でございますが，協同組合の位置づけというものは，各国国内においてそれぞれ発展段階，あるいは生活様式とか文化慣習があり，さまざまな国があるわけでそれぞれ位置づけというものがまったく異なっているわけですから，そういった国々すべてが同じ文書を分かち合えるような形にしていかなければならないということでございます。この点につきましては，具体的に詳細な規定を置かないと実効性が担保できないのではないかとといったような意見もあるかとは思いますが，今回の勧告の改正の意図というものが雇用の創出等に役立つ協同組合活動を促進するというところでございます。規制目的というよりは促進的な目的として積極的な意義を持つという点から見れば，包括的で弾力的な規定の仕方のほうが好ましいのではないかと考えている次第であります。

次に議事の進行といいますか，討議の流れでございますが，まず議事進行につきまして議長がどのような点について留意していったのかということが冒頭にございましたので，それについてちょっとご紹介したいと思います。まず，議長，副議長，報告者がどのような構成になっていたのかということをご紹介したほうがいいのかと思いますが，議長につきましてはポーランド政府のフリツキー・ウィックという方でございます。副議長は労と使からでございますが，労働者側が南アフリカのパテルという方，使用者側がフィリピンのタンという方でございます。さらに報告者というものがございまして，これはフィンランド政府のライビオという方でございました。

議長が委員会の冒頭におきまして申したこととしては，「勧告案は現在の現実を反映していなければならないし，あいまいであったり不必要な言及があってはならない」ということであります。さらに，議論を行う際に次の五つの点について重視するといっておりまして，その五つの点というのは，まず，普遍的な内容でなければならない，二つ目として，意図あるいは使用している言葉と

いったものの意義については明確でなければならない、三つ目につきましては、既存のILO条約や勧告は協同組合の労働者にも適用されるものである、四つ目としましては、協同組合に特別な権威を与えるようなものではなく、他の形態の事業主体と同じ条件で競争できるようなものにする、さらに五つ目としましては、雇用創出と持続可能な開発における協同組合の活動を促進するような内容でなければならない、というようなものでございました。

使用者側の副議長は、勧告の範囲、定義、目的といった部分について、すべての形態の協同組合に適用されるべきであるという提案をしております、地域的なガイドラインや法制化というものについては非常に困難であるとしております。さらに、雇用創出と経済安定のために協同組合の設立を促進するという点にこの文章はとどめるべきである、といった提案がなされております。

このあとは一般討議で各国政府からさまざまな意見が出たところでございまして、それぞれ各国政府がどういったことを考えてこの勧告案の討議に臨んだのかということが鮮明に出ておりますので、その概要について紹介させていただきたいと思います。

まず、エジプト政府ですが、協同組合には数千万人が加入しており、非常に多数の人がかかわっているということで、その重要性について言及していました。ブラジル政府につきましても、雇用創出という点から協同組合の重要性について言及してありました。英国政府は英国最大の農業団体が協同組合であると指摘しております、勧告案を歓迎すると発言しております。

カナダ政府につきましては、重要な争点となっていた協同組合の定義について、1995年に国際協同組合同盟という組織が採択した文書と同じ定義にするべきであると発言してありました。ナイジェリア政府でございますが、ナイジェリアでは適切な法制化の準備を進めているところであるという発言がございました。ナミビア政府については、不利益を被っている集団に対する特別な規定を置くべきではないかという発言をしております。コスタリカ政府も開発のために重要なものであるという似たような発言をしております。米政府も協同組合促進の重要性というものを認識していると、牛乳、穀物等といったものについての販売に関する協同組合が特に重要だというような発言をしております。

途上国のパナマ政府でございますが、ちょっと異なる側面から発言をしております、協同組合というものが国家の開発に重要な役割を果たしているとしています。開発途上国において共通の課題であります、地方から都市への人口流入が非常に問題になっており、協同組合が地方における雇用の創出に役立つため、これを緩和するような点で役に立っているということを発言しております、協同組合の発展を支援するべきであるとしています。さらにパナマでは協同組合の運営者の30%を女性が占めていると発言しております。ドミニカにおいても地域開発に役立っているということで、農業技術において特に役立っていると発言しております。エルサルバドルでございますが、協同組合が障害者の雇用創出に役立っており、さらにはジェンダーの均一化といった点にも役立っていると発言しております。ベニン政府でございますが、法制の近代化に取り組んでいるところであると発言をしております。

途上国からの発言が多いわけですが、インド政府では協同組合というのは農業信用、金融的なものでございますが、こういったものとか、あるいは牛乳を集荷したり日用品を販売するといった分野について重要であるということでございまして、インドでは約100年前からすでに協同組合法と

いうものを施行していて、健全かつ持続的な成長のために支援をしてきたのだと発言をしております。南アフリカ政府の場合は、金融関係の信用組合といいますか、こういったものを通じて貧困者に融資へのアクセスを提供するという点で協同組合というのは非常に重要であるといっております、その他に重要なものとして消費者協同組合をあげております。トリニダードトバゴ政府については、協同組合から信用を受けている事業は大きな金融機関からの融資というのはなかなか難しいというのが実情でございますが、特にインフォーマル・セクターについて融資と信用にアクセスする機会を提供しているということで重要であるというようなことを発言しております。以上、各国政府の発言の概略について御紹介いたしました。主として発言していたのは途上国からの政府でございますが、以上のような点において協同組合活動というものが自国において重要な役割を果たしているという発言でございました。

次に討議概要でございます。具体的に勧告の内容にどのような修正が加えられていったかということでございます。事務局の方からの資料として今回の勧告案などが含まれておりますので、そちらのほうをご参考にご覧いただけたらと思います。

前文関係では、二つ目のパラグラフというものが新しく挿入されたものでございます。内容は雇用創出と経済活動への貢献、これについての協同組合の重要性について記述するべきであるということで、使用者側から提出された修正案に従って修正がなされたところでございます。第3パラグラフも新たに加えられたものでございます。これはさまざまな形態の協同組合というものがございしますが、これがすべての人びとの経済・社会開発への参加を促すようなものであるべきであるという趣旨のものでございます。これについてはブラジル・コスタリカ・ドミニカ・エジプト・イスラエル・ケニア・レソト・モザンビーク・ナイジェリア・ポーランド・南アフリカ・ウルグアイ、今あげた国というのが一体になって途上国側として意見を出していたところでございますが、これらの国から出された修正案に従って修正がなされたところでございます。

次に第4パラグラフについても修文がなされております。ワールドコミッションといったものについても今ILOでいろいろ討議されているところでございますが、中身的には、グローバリゼーションによってもたらされた便益の配分が平等になされるべきであるという趣旨のことを書き込むべきである、という修正案が途上国から出されて修正されております。第5パラグラフは88が89になっていて、技術的な字句・語句の誤字訂正がなされております。第6パラグラフではいくつかの関連するILO条約が列挙されておりますが、これについていくつか追加がされております。

第2条関係でございますが、ここでは協同組合が任意に組織されるべきであるということ、それから民主主義的に運営されるべきであるという2点が、先進国側のカナダ・フィンランド・フランス・日本・オランダ・スペイン・スウェーデン・トルコ・イギリスから、さきほど申し上げた国際協同組合同盟の定義に基づいた定義がなされるべきであるという修正案によって修正されております。3条関係では、(a)のところに協同組合が社会的責任を果たすべき存在であるという意味のことを書き込むべきであるということで、これも先進国側から国際協同組合同盟の定義に基づいて修正案を提出し修正されたところでございます。

4条関係では、柱書きの部分において構成員だけではなくて協同組合そのものも支援の対象とするべきであるという主旨から、途上国側から修正案が出されて修正されております。それから(c)

のところで、新たな項として協同組合のビジネスとしての潜在能力といったものについて先進国側から文書の挿入が提案されているということでもあります。（d）のところで、市場や金融組織といったものへのアクセスとともに競争力も強化させるべきであるということ、メキシコから修正案が出されて修正されております。6条関係は技術的な話が多いところでございます。

それから10条以下でございますが、これは規定として政府が主体としてやっていくべきだというような形の修正がなされておりまして、10条では加盟国政府が必要なときに法制度の整備をするべきであるというような書きぶりになっておりますし、11条では政府が施策を講ずるべきだという形の修正になっておりまして、特に（2）の中にいろいろな施策が一覧であがっているわけですが、その中の（i）のところに販路拡大等、市場へのアクセスに関して挿入するべきだというメキシコからの提案がございまして挿入されております。14条においては、使用者団体・労働者団体といったものが講ずるべきことについて規定されておりますが、協同組合の意義について認識し、協同組合促進を行うべきだというような規定がなされております。あとはだいたい技術的な修正がなされているところでございます。

この委員会の報告というのは最後に本会合のほうに報告されるわけですが、その際の議長総括を紹介したいと思います。ここで議長は、「協同組合は個人の経済力の拡大に有効なものであるが、委員会としてはILO加盟国のすべての要請に応える文書として共通の社会的ゴールを目指すものを作成する必要があった」というふうにしております。そして、「新しい勧告が貴重な土台となって雇用創出に有益であることを期待している」としておりまして、冒頭の日本政府が考えているものとおおむね共通しているというふうに考えております。以上で説明を終わらせていただきたいと思います。

（みずの・じゅんいちろう 厚生労働省大臣官房国際課課長補佐）

規制緩和と 労働者・労働法制

萬井隆令
脇田 滋
伍賀一道 編

A5判・並製
定価（本体3800円＋税）



旬報社

東京都文京区目白台2-14-13 電話03(3943)9911 FAX03(3943)8306

（主な内容）
第一章 規制緩和政策と社会的人権
ならびに労働法の課題
第二章 雇用の弾力化・規制緩和の
展開と労働者
第三章 雇用の流動化・規制緩和を
めぐる理論の諸相
第四章 労働者保護法制と規制緩和
―現状と課題―

労働法制の規制緩和は
働く者に
どのような影響を
与えるか

労働者の立場から

梅村 敏幸



ただいまご紹介をいただきました中央労働金庫労働組合の役員をしております梅村と申します。私は現在、労働金庫の職員として業務に携わっておりますが、昨年のILO総会の時点では全国労働金庫労働組合の組合専従役員でした。その関係で「労働者代表で協同組合の促進勧告について参加するように」という要請を連合のほうからいただきまして、参加をする機会を得ました。ただ、労働組合全体として協同組合の促進についてこういった文書をつくっていこうという議論は、日本においては労働組合の立場で総括的な議論というのは行われておりませんので、これからご報告させていただく内容につきましては、私の立場というか、ILOの委員会討議に参加して感じた意見ということでお聞き願いたいと思います。

まず、なぜILOで協同組合の促進の勧告というものが討議されるかということでありますけれども、皆様のお手もとにレジュメがありますので、だいたいこれに沿ってお話をさせていただきます。

私自身が金融の職場にいるということもありまして、金融の職場というか金融機関の立場としては、グローバリゼーションというものが、ものすごい速度で技術的にも内容的にもすべての金融機関の体質が変わるぐらいの影響があるわけです。具体的にインターネット取引ですとか電子商取引といったものが進む中で、一日1兆ドルの資金が全世界で動いているというのです。ところが、実態経済はこのうちの4分の1ぐらいだといわれていまして、その4分の3のお金はたくさんの情報を持った金融資本などが、資金の移動だけで利潤をあげるというしくみになっています。ロシア危機などのときには、金融破たんでもって一国の経済がガタガタになるというような事実も実際に出てきて、自由奔放に金融取引を任せていたら世界中の経済がとんでもないことになるのではないかと、という思いを金融機関に働く人間の一人として常々感じておりました。

そしてまた、わが国における失業率がずっと改善されない今は360万人の失業者の方々がいて、潜在的な失業者は1000万人ぐらいいるのではないかというふうにもいわれております。私は労働組合の役員として、こういった失業に対する経済のあり方というか、何をいちばん施行していかなければいけないのかということを考えますと、やはり自由主義経済、グローバリズムだけでは今の世界的な失業者を改善するということにはならないし、労働組合の立場としても、この自由主義経済の中でグローバリズムを規制なしでやっていくということについては、やはりどこかで歯止めをかけなければいけないのではないかと問題意識を持っていました。

それと世界における貧富の差が拡大しているという事実です。現在12億人以上の人が一日1ドル

以下で暮らしていると言われています。そしてまた人数的な統計を見ますと実際に貧しい国の方々がここ5～6年で増えているのです。ですから、これまでは一つの国の中の特異な事例で出てきた富の一極集中化というものが今は世界規模で進行しているということです。

そうした中で、協同組合のように利益を目的としない経済団体というか、経済システムみたいなものが国際的に注目され、今回のILO勧告採択に至ったのではないかというふうに考えました。

また、先進工業国においては高齢化問題というのが非常に大きな問題になっています。日本においては、これから20年後、30年後に労働する人たちが非常に少なくなってしまうという高齢化社会のひずみが今から明らかになっていて、とにかく年をとって60歳で定年で、そのあとリタイアというような状況は許されなくなる。高齢者の方々にずっと医療費などがかかっていくような世の中になると日本の経済自体もこのままではもたないというような問題にも直面して、そうした高齢化に対する問題意識というものがヨーロッパの国の方々にも非常に強いように感じました。高齢者の介護の問題などについては、営利企業でやっているともうからなければ手を引いてしまうということで、実際に協同組合の組織の形態をとったケアワーカー組織の方々は、日本においても非常に有効に作用して自治体との提携なども進んでいるという事実があります。

そうした中で、どのような協同組合というものが21世紀に施行されていくのかという議論が今年、そしてまた昨年のILOの総会で行われたのだと思います。ただ、ILOで提唱しているディーセント・ワークの推進がやはり根底にあってILOでの議論になったというふうに考えております。実際に今年の議論の中では、ディーセント・ワークに対する反対意見というのは出ませんでした。

昨年の第一次討議では、使用者グループの方々とか一部政府の方々の間には、ディーセント・ワークをILOで勧めることはわかっているけれども、わざわざ勧告の中に入れる必要はないのではないかというような意見も出たのですけれども、労働者グループの立場としては、ディーセント・ワークという文言を中に入れることこそがILOの勧める運動を前進させることになるということで、今回の勧告文が練られていったということになっています。

私は協同組合の金融組織である労働金庫で働いておりますけれども、実際に協同組合で働いているからといって協同組合について日ごろ考えているかというと、はっきりいって全然そんなことはありません。私は表回りの渉外担当をしておりますので、年間の融資や預金の目標を今月どのくらい達成できるかといったことが目先の案件というか、働く目的になってしまっているわけです。ただし協同組合の金融組織というものは、新人が入庫しようとするときにはどういう金融機関なのかみんな調べますので、新しく入ってくる人たちはどこの協同組合の組織でもそうだと思いますけれども、協同組合というものはほんとうにすばらしいものなのだ、というふうに考えて協同組合に入ってくる方が多いと思うのです。それは営利を目的としない、地域に貢献する、協同組合の会員の皆さんに役立つ、生活を豊かにする仕事を私たち自身が行うのだ、という意義というものを本心では思っているのです。ただし、今の自由主義経済の中では利益をあげて自立でやっていかなければいけないわけですから、一方では協同組合自身が利益を上げる体質を持つことが不可欠だ、という事実日ごろの業務では直面しています。

ただ、そういった協同組合に働くものにとって、世界的な協同組合運動がどうなっているのかとか、これからの協同組合運動がどうなっていくのかということを考えるのは非常に重要なことです。

し、私たちの方向性を見失わないためにもぜひ進めていかなければいけないことです。私たちの労働組合や協同組合で組織する農協さんや生協さんなどの労働組合さんも、こういった協同組合の組織として自分たちの事業目的をこれから持っていけばいいのか、という活動は労働組合の立場として皆さんどこでも研究されています。そうした中ではILOの勧告というものは非常に画期的な位置づけになると思います。

そしてまた、協同組合の原則で今回のILOの勧告では協同組合の定義づけにICAの定義をそのまま適用しています。ICAの定義は協同組合としては非常に原則的な定義になっておりますので、ここは協同組合を経営する人たちにとっても、国際的な方向づけは協同組合としての原則をきちんと守って、協同組合組織として会員や地域に根ざした取り組みをしていかなければいけない、ということはきちんと定義づけられたものというふうに考えております。

今回のILOの協同組合の促進勧告ではいくつか非常に画期的な文章というか文言が盛られています。それはディーセント・ワークを推進するということが前文に触れられているということももちろんですが、この条文の中でジェンダーの平等、また女性の参加を推奨するということがはっきりとうたわれているのです。そしてこの文言の中でもきちんと触れられていますけれども、さきほど申し上げました12億人の貧困層、そしてまたILOのディーセント・ワークとはちょっとかけ離れたインフォーマル経済の中の労働者の人たちが、要するに実態経済の数字に現れない非常に低賃金で雇用の関係が明らかでない、また労働法の保護を受けられないこういった人たちのインフォーマル労働を、フォーマル労働というか、ディーセント・ワークの定義でより正常な労働というか、保護される労働に引き上げるために協同組合というものが非常に有効なのではないかといった議論がされまして、そうした内容が今回の促進勧告の中に盛られています。この点については今後ILOの中で議論されていくと思いますけれども、これからの私たちの雇用のあり方を含める上で、インフォーマル労働についてきちんと考えていかなければいけないということは明らかですし、この点が非常に重要ではないかというふうに考えております。

さて、私は労働組合の立場で参加をいたしましたので、労働組合にとってはこういった意義があるかと。これは前文でのディーセント・ワークの挿入ということは非常に重要なわけですが、実際に協同組合の促進勧告の中には、協同組合の労働者にその国の労働者団体が求められた場合は適切な支援を行うことというような条文も入っております。そしてまた、労働運動と協同組合運動がともに働いていこうといった内容の文言も挿入されています。ですから私たちが労働運動を進めていく中で、本来はやはり協同組合運動と運動の目的を同一にしていって、発足の時点では非常に密接な関係を保っています。実際にわが国でも私どもの労働金庫や全労済などは労働組合出身の人たちが経営に携わり、またその労働組合の組合員の人たちの取引を中心に事業を行ってきているわけですが、実際に協同組合運動全般を労働組合が考えるというような機会がなかなかない中で、これからの21世紀の経済をどうしていくか、雇用の問題をどうしていくかという点で協同組合というものが非常に注目されるのではないかと、といった議論を始めるきっかけになるような促進勧告の内容になっていると思います。

最後に今後の課題ですが、私は労働組合として2年間続けて参加をさせていただきましたが、実際に協同組合の経営者の方々にこの勧告の内容がよく知られているのかといいますと、これ

はなかなか知られていないというのが率直なところだと思います。そしてまた労働組合としても、たとえばILOでいくつも委員会ができて協同組合の促進勧告というものがどういう位置づけかというふうに申しますと、連合内部の方ですとか、ほかの労働組合の方々もそうなのですけども、協同組合というものの自体を専門的に討議をする場というものがなかなかありませんので、実際は「協同組合にとっていい文書になればいいんじゃないか」みたいなスタンスだったのです。

私はフリーハンドを与えられて2年間参加をさせていただいたのですが、ただほかの国の方々が協同組合に対する労働組合との接点が非常に多いところもありましたので、やはり日本の労働組合も協同組合が持つ社会性などにこれから着目していかなければいけないと思います。あとは労働者協同組合に見られるように、株式会社などで雇用を奪われた人たちがみずから仕事起こしをしていくという、そうした受け皿としては協同組合みたいな組織がいちばん向いていると思いますので、こういった働き方についての議論や仕事起こしも含めて、この協同組合の促進勧告というものが私たち労働者全般、そしてまた日本の雇用者全般から見ても非常に有効に作用する内容になっているというふうに考えております。

私自身はこれからも協同組合の中で働いていくわけですけども、それとは別に2年間ILOの議論に参加をさせていただいた経験を、労働組合をはじめとしているいろいろな場でお話ししていかなければいけないといった任務を持っていると思いますので、大原社研さんのほうからお話をいただいたときに、二つ返事で「参加をさせてください」というふうにして本日まいらせていただきます。以上で報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

（うめむら・としゆき 全国労働金庫労組連合会中央労金労組副委員長）

法律文化社 〒603-8053 京都市北区上賀茂岩ヶ垣内町71＊価格は本体(税別)
☎075(791)7131 <http://web.kyoto-inet.or.jp/org/houritu/>

グローバル化とは何か ●文化・経済・政治
デヴィッド・ヘルド編 中谷義和監訳 ●2400円
グローバル化のインパクトが何をどう変えてきたのか。様々な現象を多面的・実証的に分析し諸理論を批判的に検討。

グローバルと福祉国家の変容 ●国際比較の視点
ノーマン・ジョンソン／青木郁夫・山本隆監訳 ●3600円
福祉国家の諸問題を理論面、実務面で整理し、その展望を福祉ミックス論の視点から検討。福祉社会のあり方を提起する。

アプローチ福祉社会システム論 訓覇法子著 ●2800円
福祉社会システムと福祉生産・供給システムを軸に、国際的視点から先進諸国の社会政策、福祉の組織化などを体系的に展開。

グローバルゼーションと社会政策 「社会政策学会誌第8巻」 社会政策学会編 ●2900円

▼共通論題「グローバルゼーションと社会政策の課題」
グローバルゼーションと地域統合の時代における
社会政策の可能性
グローバルゼーションと外国人労働者
グローバルゼーションとインドネシアにおける
労働組合政策と労働組合
21世紀におけるグローバルゼーションと
政策・制度課題
▼テーマ別分科会「ヨーロッパにおけるホームレス問題への挑戦」
ドイツにおけるホームレス支援政策
イギリスにおけるホームレス問題と「野宿者」対策
▼テーマ別分科会「ファミリーフレンドリーな雇用管理」
ファミリー・フレンドリー企業と育児支援政策
育児休業の代替要員問題
ファミリーフレンド制度の経済分析

中村健吾
夏目啓二
水野広祐
井口 泰
嵯峨嘉子
中山 徹
中村艶子
脇坂 明
富田安信

使用者の立場から

臼井 啓能



ご紹介いただきました日本経団連の臼井でございます。今報告されました梅村さんと同様に、私も昨年の一次討議、そして今年の二次討議と続けてこの議題を担当いたしましたので、使用者側代表の視点から発言をさせていただこうと思っております。

最初に、私の所属する日本経団連は今年の5月に旧日経連（日本経営者団体連盟）と旧経団連（経済団体連合会）が統合してできた団体です。昨年の一次討議のときには日経連という団体名でございましたが、今年は日本経団連の名称で参加してまいりました。

私の報告につきましては、手もとにレジュメを準備してなくてたいへん恐縮でございます。ポイントとしまして六つぐらいのことをここで申し上げたいと思っておりますが、頂戴しました時間が20分ぐらいですので、一応それ以内に納めたいと思っております。

その六つのポイントを最初にご紹介申し上げます。まず、昨年の一次討議に臨むにあたって使用者側はどういうスタンスで臨んだのか、あるいは一次討議結果を受けて使用者側はどういう評価をしているのか。これを最初にご紹介したいと思います。二つ目は、今年の二次討議に臨むにあたって日本経団連としてはどういう考え方で臨んだのか。三つ目は、使用者側全体として二次討議にどのような主張をしたのか。国際使用者連盟（IOE）という使用者側の国際組織がございます。このILOの三者協議に臨むにあたっては、使用者側の主張の中にIOEという組織が絡んでまいります。このIOE、あるいは使用者側全体のスタンスにつきまして、三つ目のポイントとしてご紹介いたします。四つ目は、今年の二次討議ではこういったところが政・労・使の間で争点になったのか。われわれはそこでどのぐらいの精力を使って主張をしたのか。あるいは主張をしたけれども撤回したところもありますので、そういったところを紹介したいと思っております。五つ目は投票結果。そして最後の六つ目のポイントは、この二次討議結果を踏まえまして使用者側はどういう評価をしているのか。こうした点を順にご紹介をさせていただこうと思っております。

まず最初に、昨年の一次討議結果を踏まえてIOE（使用者側）はどういう評価をしたか、その点から始めたいと思います。今回の二次討議結果もそうなのですが、昨年の一次討議結果の中でディーセント・ワークという言葉が入ってきました。冒頭、五十嵐先生からも画期的な勧告が出されたとご紹介されたわけですが、その画期的という言葉の意味の一つは、このディーセント・ワークという文言が入った勧告が採択されたことなのかなと私自身は理解しております。

このディーセント・ワークについてですが、ILOがその目標を達成するために戦略的に活動を展開していくわけですが、その方向性を現在のソマビア事務局長が一つの言葉で言い表したのが、デ

ディーセント・ワークではないかと私は理解しております。そして使用者側としては昨年の一次討議ではディーセント・ワークという言葉がいまだ漠然としていて正確な定義がされていない、そういった不正確なものを勧告という国際文書の中に入れることは適切ではないという考えでいました。

また、この勧告文には前文のところに労働基準、あるいは労働者の権利に及するILOの条約・勧告文がいくつか並べられております。今年の2次討議結果は全部で14本、何々について想起するとか言及するということで並べられてあるのですが、こうした記述が過去にILOが出した文書から見れば前文としてはたいへん重すぎるのではないかと、ILOが出す文書であるならば当然そういったことは網羅されてしかるべきものである、あえてここに書く必要はないというスタンスで臨んでおります。これは一次討議でもそうでありましたし、二次討議でも同様のスタンスで臨みました。

それから、この勧告文を見ますと、協同組合のメンバーという位置づけとそこで働く雇用者という区分が明確にされていない中で、前文にしても本文にしても労働基準についての言及が多くなされすぎている、この点についても懸念を持っているわけです。こういったスタンスで昨年の一次討議に臨み、評価もしております。

ちょっと言い忘れました。ディーセント・ワークという言葉が国際文書に入れることになぜ賛成しえないかというもう一つの理由がございまして、さきほどあいまいだということを申し上げましたが、別の点として、ディーセント・ワークという言葉は確かに現時点において一つの方向性を示すものであるということになっておりますが、今後ディーセント・ワークという言葉が長期間にわたってILOの目標に必ずしもならないかもしれないという懸念を使用者側が持っておりまして、この点も含めて賛成しえない態度を取っているわけです。IOEとして、またジュネーブにおける使用者側の総意としまして、ディーセント・ワークという言葉のそう入に懸念を示しております。この点について私の個人的な見解としましては、そうはいっても当面はILOの目標であることには変わりなく、したがってディーセント・ワークという言葉が入ることは時代の流れではないかなというふうに感じております。

次に、今年の二次討議に臨むにあたって日本経団連（旧日経連）はどんなスタンスを持って臨んだのか、この点を紹介したいと思います。総会が6月の下旬から行われたわけですが、団体の統合が5月の下旬。ジュネーブの総会に行ってもどんなことを主張すべきかについては、旧日経連にILO委員会という組織がございまして、その中で各議題の担当が、「今年のILO総会にはこういうスタンスで臨みます」ということで、5月の下旬に委員会の承認を得ることになっております。

私はそのILO委員会の中で3つのポイントについて言いました。まず最初に、協同組合の果たす役割というのは日本を含め各国において異なります。したがって、採択される新たな勧告文はそのような多様性に適切に対応できるようにシンプルなものにすべきである、いわゆるシンプル性ということを主張しました。それから、協同組合に対する各国政府の役割は、協同組合の自主・自立という原則を損ねることのないように政府の役割は協同組合活動の環境整備にとどめるべきである、といったことを二つ目として言いました。三つ目は、新たに採択されるべき文書は協同組合を対象にしているわけですが、協同組合だけに優遇措置を与えることは避けるべきである。後ほど申し上げますけれども、レベル・プレーイング・フィールドという考え方をめぐってずいぶん紛糾いたしました。勧告文の中では別の言い方をしているのでその文言は出てこないのですけれども、

他の企業あるいは経済主体と同等の措置を与えるべきである、同じ土俵で競争すべきであることから、そういったことを避けるべきであるという主張をしまいいりました。以上の3点がわれわれ日本経団連（旧日経連）の主張でございます。

そうした主張を含めまして、では実際にジュネーブに行って使用者側全体としてどういうスタンスで臨んだのか。この点を紹介したいと思っております。使用者側の姿勢の中で大きくウエートがかかったのは、やはり前文のところだったと認識しております。もちろんほかの部分もあるのですが、さきほども申し上げましたように、この前文のところにILOの他の条約・勧告に言及する部分が多いのです。労働者の権利あるいは労働基準を過度に強調して参照すべきというところが多く、これは適切ではないというスタンスで臨んだものですから、実際の二次討議に向けてILO事務局が用意しました文書から削除すべきということを使用者側として申し上げました。ただ、その一方で労働側の攻勢が強くて、あと各国政府も一部加わって、9本あった条約・勧告の参照にさらに5つが加わって結果的には14本になってしまったのです。勝ち負けとはいいいませんが、このあたりはわれわれが大きく譲歩したところだったのかなと思っております。それから、昨年引き続きディーセント・ワークの文言につきましても、ここは記述を削除すべきという主張もいたしました。前文については割合に勢力を大きく使ったのでございますけれども、そういったところがポイントになりました。

本文では、さきほどもちょっと申し上げましたが、他の経済主体と比べて不利にならない協同組合の措置、レベル・プレーイング・フィールドというスタンスで臨んだわけでございます。実際に本文では、英文でno less favourable than、他の経済主体と比べて不利にならないように優遇措置を協同組合には与えるべきであるという文言にはなるのですが、この点が大きな争点になりました。ここは経済団体、使用者団体としましては、協同組合だけにこうした措置を与えるのがいいのか。一方で、たとえば大企業ですと競争力というのは強いものを持っていますけれども、中小企業あるいは零細企業と協同組合という組織が競争をするような場合に、果たして協同組合だけに優遇措置を与えていいのだろうかという疑問を持っております。このあたりは同じ条件で、同じ土俵で争うべきではないか。中小企業あるいは零細企業の活力をそぐような勧告文にしてはまずいであろうという懸念を持っているわけでございます。そういった視点から、ここの文言については修正を加えるべきだというふうに私ども使用者側は主張をしまいいりました。使用者側の主張として大きなところはそういったところでございます。あと細かい文言としては、いろいろ付け加えたり変更したり、削除の修正案を出すとかあるのですが、大きな争点ではなかったのでこのへんにとどめたいと思っております。

今日はお手もとに採択された勧告を資料として準備していただいておりますので、今、私が申し上げたところはどのへんなのかというのをちょっと紹介したいと思います。菅野さんが訳された横長の資料があると思います。それを開いていただいて6ページの左側に、大きなローマ数字のとしまして「政策的枠組みと政府の役割」というのがあると思います。この中のパラグラフで6から始まってちょうど中段のところに(c)というのがありますね。「協同組合の性格と機能にかなった条件で」と始まりますが、5行目から「他の形態の企業および社会団体に適用されるものよりも、不利な措置ではないものとする」。言い換えると、「協同組合に対して優遇措置を与える」というように読め

るわけでございます。また同じような文言が出てきますのが、いちばん下の段の右から4行目に「(2)協同組合は」というのがあります。その次の「他の形態の企業および社会組織に認められているよりも不利ではない条件で処遇されるべきである」と。つまり、こういったところが他の経済主体・事業主体にとって活力をそくような環境整備にならないだろうか。こういったところを懸念していたわけでございます。

結局、このところは文言を追加することによって解決が得られたわけでございますが、そのところを先に申し上げたいと思います。さきほど読み上げた6の(c)、あるいは7の(2)の前に、実は「国内法と慣行に合致し」、あるいは「国内法と慣行に則り」という文言が入りました。これは使用者側の主張による修正でございまして、英語では「in accordance with national law and practice」、いわゆる国内の法律および慣行に従って措置するというものです。こういう文言を挿入するのであれば、われわれは「ここはデリートの修正提案ではなくて、その文言を入れたままで受け入れようじゃないか」ということで結果として落ち着いたわけでございます。

この点がたいへん紛糾いたしました。すでに申し上げたいポイントの四つ目のどういったところが政・労・使の争点になっているかという話になっているわけでございますが、一つが今のところでございました。梅村さん、ここはたいへん紛糾しましたよね。途中で会議が中断して、労使のスポークスパースンといった方々だけの話し合いという場面が見られました。われわれはその間15分とか30分の休憩がとれるのですけれども、休憩が終わって会議も早く終わらないかなとか、そんなことを思ったりもしました。

それから別の争点を申し上げますと、前文のところでご紹介がありましたディーセント・ワークという言葉は労使の間で対立が見られました。さきほどの梅村さんのお話にもディーセント・ワークという言葉を入れ込むことが労働側の課題であるとありましたが、そこは労働側が強く出てまいりました。この労働側の主張をともしたのが途上国政府でして結局、昨年は三者協議の場で投票ということが行われましたが、今年は使用者側はその争点を簡単に撤回いたしました。簡単にと言いました意味は、昨年のわれわれの強硬な攻勢ほど今年は強くなかったということです。この背景には前段で争点になった前文のところで参照すべき条約・勧告が14本になってしまったことから、しかたがないだろうという意識が若干働いたと感じています。

それから梅村さんの発表にもありましたが、協同組合の原則とか価値についてはICAが1995年に採択した文書を引用することになりました。引用のしかたにつきましては、本文の中に入れ込むか、あるいは付属文書扱いにするのかということでも紛糾しました。結局は付属文書として扱うことになりました。また、ここではICAという国際機関が採択した文書についても争点になりまして、これは労使間の争点というよりも実は各国政府の中で、日本を含む先進市場国のグループと、途上国間での扱いが争点として見られました。こういったところが今年の政・労・使の争点の簡単な紹介でございまして。

それから5番目のポイント「投票結果」です。今年の2次討議の結果、436票の賛成を得まして、この勧告文が採択されました。反対がゼロで、棄権が3票ございました。棄権はオーストラリア政府が2票、ベネズエラの使用代表が1票投じました。このベネズエラの使用代表が棄権をしたことについてですが、投票の前に行われました使用者会議の中で「私は棄権をさせてもらう」とい

うことを彼がいったのです。私はベネズエラという国をよく知らないのですけれども、ベネズエラという国が市場経済国ではないという事情が背景にあるようでして、この勧告がやはり市場経済性を持つものに適合するといったことから、彼はこれまでの1966年のそれがいいとまでは言いませんでしたけれども、市場経済化に反対している国の事情があるから賛成はできないと。したがって、使用者側としてはその日の投票は「賛成」の総意を固めたのですけれども、ベネズエラの使用者代表は「そこは自分は勘弁してくれ、棄権をさせてくれ」ということで、国の事情で棄権をすることになりました。これが採択の結果です。賛成436票という高い賛成率というところも冒頭に紹介されたように画期的な勧告文になったのかなというふうに思っております。

最後に、使用者側はこの新勧告についてどんな評価を持っているのか、全体的なものと部分的なものの二つに分けて報告をさせていただきたいと思います。全体的にはフレキシブルで、しかもシンプルな良い勧告文になったと使側は評価をしております。また別の発言者の言葉を借りますと、民主的であり透明性があり、またバランスのとれたものになったと。協同組合の原則あるいは価値の主体性を認識したものになったと。さらに1966年の勧告に比べ、政府の役割がずいぶん制限されたものになったというところが全体的な評価でございます。

それから部分的な評価にはいくつかありまして、ある使用者代表はこんなことをい言いました。「勧告は協同組合員のためのものであるのに、労働者のための手段となってしまった」として懸念しております。レベル・プレーイング・フィールドのスタンスについて、「中小企業や零細企業のビジネスの開発に対してはやはり懸念される」といった代表もおります。

また、使用者側のスポークスパーソンであるMr.タン、フィリピンの経営者協会の会長であり、弁護士でもある彼はこういったことを言っております。「協同組合の自治・原則等について、今回は付属文書としてICAの文書を引用する形式を採用しました。委員会としては、この付属文書そのものを審議していない。審議していないものを付属文書としたことはどうなのか」、ということで、その点懸念を示しているわけでございます。

また別の代表が言いましたことは、「ICAの文書を付属文書にしたことで、今後ILOで採択される文書、それは条約なり勧告なりその他あると思うのですが、そうした採択にILO以外の機関の文書を付属文書として扱う慣例をつくってしまったのではないかと。今までも付属文書扱いがあったと聞いております。ただ、それはILOが採択した条約とか勧告の中で、相互に引用する形式でありました。今回は、ILO以外の団体が採択したものを引用したことで、ILOが今後ILO以外の機関の文書を引用するケースも出てくることが懸念されるということでございます。こうしたところが今年の採択後の使用者側の評価でございます。

(うすい・ひろよし 日本経済団体連合会出版・研修事業本部研修グループ副長)

ILOの新勧告と日本

中川 雄一郎



明治大学の中川です。これまで水野さん、梅村さん、臼井さんと、3名のご報告をお聴きしました。3名の方ともジュネーブに行かれ、ILO総会に参加されておられますので、臨場感のある発言やご報告でした。私はILO総会に参加しておりませんので、客観的にどういうことであったのかということについて、それぞれのご発言をもとにお話ししたいと思います。

さきほど紹介がございましたように、日本協同組合学会では2002年の1月26日に青山学院大学でILOの「協同組合の促進」についての新勧告に関わるシンポジウムを開催しました。そのシンポジウムにも臼井さんにパネリストとしてご出席をお願いしました。政・労・使と協同組合関係の者がパネリストとして出席されて、それぞれの立場から発言をしていただきました。協同組合学会としては、その結果を5月11日にまとめまして、ILOならびに国際協同組合同盟（ICA）に送付いたしました。その文書は皆様のお手もとにレジュメと一緒に入っております。ただ、この英語の文書の「5」は無視してください。したがって、「5」を消去して「6」を「5」にしていなければILOとICAに送付した文書とまったく同じになります。そういうことで、協同組合学会での見解も含めてご報告申し上げたいと思います。またこのレジュメにはいくつかのことが記されていますが、発言時間は30分と限られていますので、これらのすべてに言及できませんので、少々飛ばさなければならぬかもしれませんが、一応このレジュメに沿って話させていただきます。

さて、さきほど臼井さんから使用者側の立場、スタンスというものをお話しいただいたのですが、ある意味では使用者側のスタンスが、実によくこの勧告の中身を逆に説明してくださっているのではないかと思います。この勧告ではディーセント・ワークが必要だと主張されています。この「ディーセント・ワーク」という用語は確かに日本語に訳しにくい用語ではありますが、敢えて訳すと「働きがいのある労働・仕事」あるいは「働く価値のある労働・仕事」、あるいはまた「人間味のある労働・仕事」ということになるかと思います。ILOは、日本語でこのように訳された意味でディーセント・ワークが現在の社会では世界的に必要なだと強調している訳です。

また、ILOでは「インフォーマル経済」を重要な課題として取り上げています。私たちはこの課題をどう捉えるのか、あるいはディーセント・ワークやインフォーマル経済がILOに取り上げられたこの流れが21世紀の初頭に顕現してきた理由をどう見るのか、重要な点だと思います。

ご承知のように、1966年の「協同組合の促進に関する勧告」（第127号勧告）は発展途上国の協同組合を促進しましょう、というものでした。あの時期、つまり1960年代の時代的背景をわれわれもよく知っておりますが、その当時の経済・社会状態のなかで発展途上国はどのような方向を選択しな

ければならないのか、非常に厳しい状況に追い込まれていた、というものがこの勧告には反映されていたと思われる。

今回の勧告には、1966年の第127勧告を見直して、その上に先進資本主義諸国における協同組合のあり方や促進というものを明示してきた過程があります。したがって、現にわれわれが経験しているグローバリズムによってもたらされるさまざまな問題をILOとしては包括的に取り上げて、そしてその1本の流れとして、あえていえば非常に太い柱として「ディーセント・ワーク」や「インフォーマル経済」という言葉を用いて、統一的でしかも時系列的に見合った施策を示したのではないかと、というふうには私は思っています。そういう意味では、日本の政府も含めて436もの代表者が賛成（反対0、棄権3）をしたということは、おそらく少なくとも世界のILOのメンバー国の首脳たち、つまり政府と企業の使用（雇用主）側、それに労働者側も、グローバリズムがもたらすさまざまな問題にどう対処していくべきか、という点で意識を共有するところがあったのではないかと私は思っています。

このレジュメに出ておりますILOの協同組合局チーフのユルゲン・シュベットマン氏が昨年ソウルで開催されたILO総会で発言されたペーパーがICAの機関誌に掲載されております。そのタイトルは「協同組合とグローバリゼーション」です。そのなかで彼は1995年の「コペンハーゲン宣言」（「社会開発のための国連サミット」）について言及しています。その「宣言」では、完全雇用を各国の経済社会政策の基本的な優先事項としなければならないとことが謳われました。また自由に選択された生産的な雇用と労働を通じてすべての人たちが安全で持続可能な暮らしができるようにしていこう、ということも強調されました。そしてこれらの「約束事項」をILOが各国政府に助言をするということになっていく訳です。したがって、このILOはディーセント・ワークを第一義的な目標として掲げている、と理解して良いかと思います。それが前回と今回、つまり第一次討議と第二次討議につながっていった、さきほど臼井さんが述べたように、いわば非常に率の高い採択ができるということになっていった、とわれわれには考えられる訳です。

ディーセント・ワークは、本日この会場にいらしておりますILO駐日代表の堀内光子さんがディーセント・ワークの四つの「戦略目標」を示して多くの方に示唆を与えてくださっておりまして、それらはこのレジュメに書いてあるとおりです。すなわち、ディーセント・ワークをしっかりと行うには、何よりも「労働における権利」を明確にしていくということです。次に雇用の創出ということと同時に、ある程度の生活水準を維持できる所得を確保すること、それから、社会的保障や保護がさまざまな働く人たちに与えられなければならない、ということです。社会的対話は、政・労・使ともにディーセント・ワークやインフォーマル経済について話し合おうということであり、他にもっといろいろありますけれども、ILOは、大まかにいうとこの四つを「戦略目標」として掲げて、ディーセント・ワークが各国で遂行されるような方向に持っていこうということを主張している訳です。

ところで、さきほど臼井さんから「使用者側は長期的な目標としてはこの文言はいかがなものかと考えている」との発言がありました。臼井さんご自身は「良いのではないかと」お考えのようですけれども、私はやはり長期的にもこのディーセント・ワークという「文言」を考えていかなければいけないだろうと思っています。また日本の使用者側がある意味で反対をした「協同組合だけに

優遇措置を与えるのではないか」という恐れは杞憂にすぎない、と私は考えていますが、実はILOではインフォーマル、つまり法律的な保護が与えられていないような企業組織、換言すれば、資本と労働と家計が分離されていないような零細企業の人たちを協同組合という形で法律的に保護ができるようにしていこう、ということで零細企業の人たち、あるいは資本と労働が未分離な企業形態の下で労働・仕事をしている人たち、あるいはその他に、労働市場の外に、また労働市場の周辺に居て不当に低い価格で労働せざるをえない人たち、さらには自分の労働・仕事の報酬に対して価格交渉能力がまったくない人たちとか、そういう人たちを協同組合に組織して法的保護を与えよう、そして適切かつ十分な雇用を確保して相応な所得を得られるようにしましょう、ということをILOは主張している訳です。そしてそれがディーセント・ワークにつながっていきます。

そういう意味で、ILOが言っていることは、協同組合に特別な優遇措置を与えるということではなくて、要するに、協同組合という形態をとって法律的保護を与えていくとすれば当然、資金へのアクセスを容易にするような措置を取らなければならないし、価格交渉能力が低ければそれを支援しなければならない、というようなことを政府が実行するということです。それは政・労・使が当然のこととして取り組むべきことだと私には思われます。また、他の経済主体と同等にということは私もそのとおりだと思いますけれども、実はそういう力のない人たち、あるいはそういう人たちがつくった協同組合を他の経済主体と同等にもっていくために、ディーセント・ワークが非常に重要なキーワードになっていくのではないかと私は考えています。

最初の水野さんのご報告もたいへん興味深く拝聴いたしました。各国政府、特に発展途上国の政府の人たちは、グローバリズムのなかで大変痛い目にあっているだろうと思います。ご承知のようにグローバリズムがもたらす格差というものは莫大なものでありまして、国と国との間の格差、それから地域と地域、国民と国民、ひどいところになりますと個人対個人という個々人の間の格差がもたらされてくる。これにどのように対処していったらよいのか、というのが実はわれわれの基本的な課題だろう、とも私は考えています。ILOは明確には言っておりませんが、ILOの課題といえますか、戦略目標は、ディーセント・ワークという言葉を通じて格差や溝をどうやって埋めていくか、それには協同組合が非常に普遍的に役に立ちますよ、ということを言っているのだろう、というふうに私は思っております。

おそらく、このグローバリゼーションのもたらす弊害あるいはマイナスの面—もちろん、グローバリゼーションがもたらすプラスの面も正しく認識しなければなりません—を埋めていく方法は、いくつもあるかと思いますが、そのうちの一つとして協同組合を世界的、普遍的に促進し、創設し、育て発展させていくこと、それがあある意味では非常に重要な鍵を握っているのではないかとILOは考えている、と私は思っています。現在、グローバリゼーションに対しては、ローカリズムといいますが、地方経済あるいは地域経済の活性化、地域社会の再生、コミュニティの再生を実現して「豊かな仕事と人間復興」をもたらす方法はどのようなものなのか、ということがかなり重要視されてくるようになってきていると思われませんが、その場合でも協同組合あるいは非営利組織などの形態で地方経済の活性化、地域社会の再生やコミュニティの再生が実践されていくのではないかと、ということのための法的措置をどう具体化し、人びとの生活を支える基礎にしたいのか、ということがこれから政府の重要な仕事になっていくのではないかと私は思っています。この法律の

具体化に真剣に取り組まない政府はある意味で「無責任」だと私は考えています。また日本経団連のなかには中小企業の代表者の方もいらっしゃると思いますので、使用者側もたった今私が言ったような「新しい協同組合のための法律」を具体化するための支援を惜しんではならない、と思います。さらに既存の協同組合も政・労・使の対話を続けていって、中小企業と協同組合がどうすればお互いにバランスのとれた役割を経済的・社会的に果たしていくことができるのか、ということを追求していかなければならないだろう、と私は考えています。

3人の方の報告を聴きまして、ILOがこれまで果たしてきた役割には大変大きなものがあつた、と私は思っています。ご承知のように、ILOには「協同組合格」があります。そこでは、かつてジョルジュ・フォークが、また後にコロンバンが「協同組合の定義」を試みていて—私もかつてこの二人の定義を勉強しましたが—重要な問題提起をしました。そういう点で、ILOは協同組合について大変造詣が深いと申し上げることができます。そうであっても、ILOですので、ILOはそれほど個々の国々の事情や特徴を取り上げて云々するということとはできないかもしれません。ILOとしては、普遍的、一般的な形で取り組まなければならないのではないかと思います。そのような立場から言えば、あとは個々の国々の政府や労・使が、どういう具合に協同組合をディーセント・ワークに向けて促進し、創設していくのかということを実行していかなければならないだろうと思います。日本においては私も多少関わっておりますが、私がすぐ前で触れた「新しい協同組合」、すなわち、「ワーカーズ・コープ」に関する法律が議論されておまして、このことについても政・労・使が話し合っていてしっかりと、実のあるものに具体化させていってもらいたいと願っているし、またそうする際にはディーセント・ワークを一つの非常に重要なキー・ワードにしていってもらいたいと願っています。

さて、3番目に日本協同組合学会の見解ということですが、冒頭で申しましたように2002年の1月26日に「ILOの新勧告案」をめぐるシンポジウムを開催し、そこで提示されたさまざまな意見を総括して、その総括文を5月11日付でILOのジュネーブ本部とICAの本部に送りました。これには次のようなことが認められています。第一は、「協同組合の定義」についてです。「協同組合の定義」がICAの定義と大きく矛盾するものでない限り、ILOが独自の協同組合の定義を持つということは是認されるでしょう、というものです。さきほども言いましたように、ILOには「協同組合格」がございまして、そこが協同組合の特徴的性格を評価して協同組合の定義を示してきました。したがって、これは、ILOがその独自の「協同組合の定義」を持つことは、ICAのそれと矛盾しない限り、それはそれで当然のことである、という立場です。私の狭い目からしましても、ICAの定義に対してはILOもかなり勉強しておまして、協同組合企業（エンタープライズ）についてはむしろICAよりも優れた理解の仕方をしているのではないかという一面もあります。

協同組合原則につきましては、ILOは1995年のICA原則を採用しました。ただ、案の段階では項目の列举にとどまっておりましたものですから、協同組合学会としましては「協同組合の定義」との整合性を配慮して、価値と原則について付表として全文採用すべきである、と書きました。その結果—と言ってよいかわかりませんが—臼井さんがおっしゃったように、それが付属文書として全部載りました。その意味では、偶然なのかどうかははっきりしませんが、日本協同組合学会の意見書が取り入れられた、と私は満足しています。

もう一つ付け加えますと、ICAの第3原則に関わる「共同財産と分割積立金の形成原則」についてですが、これは、サービス分野の雇用の創出を目的とする協同組合の発展基盤として極めて重要な原則であるということで、この原則をぜひ明示して、そのために何らかの政策的な措置が加えられるべきである、と協同組合学会の文書は訴えました。その結果、これもILOの決議に受け入れられている、と私は考えています。また、「協同組合の目的」についてはレジュメに書いてあるとおりです。すなわち、(1)所得をつくりだす「ディーセントな雇用」を創りだしていく、(2)人的資源を開発していく、協同組合運動の価値について知識を広めていく、(3)市場や制度金融へのアクセスができるようにする、(4)貯蓄と投資を拡大する、(5)社会的・経済的福祉を向上させる、という5つが新勧告案では協同組合の目的として示されていますが、ILO固有の課題としてもこれは妥当であると思います。さらに、新勧告を「あらゆる協同組合に適用する」という例の普遍性の観点からも、地域経済の活性化、コミュニティの再生、地域社会の発展、それから安全で安定した食糧の生産と流通という二つの点を加えてほしいということを申し上げておきましたけれども、ILOの決議には前者は読み取れますが、後者は残念ですが読み取ることができませんでした。

最後のところでは、将来を担う青少年に対して特別の考慮が払われるべきである旨の言及がなされております。それから各国政府の役割に関して一言申し上げておまして、政策の枠組み、その実施方法に関して具体的な勧告を、ILOは新勧告案の段階では行っていましたので、これについての各国政府の遂行責任と報告責任を明らかにしていただきたい、とのことを申し添えた訳です。以上のようなことをシンポジウムにおいてまとめまして、さきほど申しましたように、ILOとICAに送付して、協同組合学会としての一応の役割を果たすことができた、と私は思っております。

最後に、レジュメの「むすび」のところでは「新勧告案」となっていますが、この「案」を消してください。ここは、「新勧告と日本」ということになります。さきほど申しましたように、非常に高い率で、つまり圧倒的多数の代表者が新勧告を採択したわけです。日本は世界的にも協同組合が非常に発達している国であり、なおかつ世界でも高齢化率の高い国であり、同時に失業率も実質的には増えている国です。このままで推移すれば、さきほど労働側（連合・労働金庫）の梅村さんがおっしゃったような状況がまだまだ長く続くだろうと思います。そういう時機に日本の経済・社会状態に光を当てる、換言しますと、重要なことは雇用をどのようにして創りだしていくかということだろうと思います。イタリアにはマルコーラ法という法律があります。この法律は、倒産した企業の労働者がそれを再建するために協同組合として届け出るのです。そうすると資金等が政府ならびに協同組合の連合組織を通じてアクセスできるということになっています。企業の再建が協同組合形態で行われているのです。そうすることで、政府は失業手当の支出を減らすだけでなく、さもないと失業してしまっているはずの、再建された協同組合企業の労働者から所得税をも得ることになる訳です。これはイタリアの例ではありますが、このように雇用や仕事をどのようにして創りだすかということが、日本の経済や社会にとって非常に重要なポイントになる、と私は考えています。現在大きな経済的、社会的問題になっています、いわゆる「不良債権の処理」を短兵急に扱うと大変な事態が起こりかねない—というのは、日本の経済は、「不良債権処理」を急ぐと不良債権を生みだす、というメカニズムを持っていますので、まずはこのメカニズムを無くす政策を実行しなければならない、と私は考えています—ので、それよりも、中小企業の経営を安

定化させる政策を実行したり、またどのようにして雇用を創りだしていくかということを優先課題に掲げたりすれば、私のいう「不良債権メカニズム」を無くしていくことになり、そうすれば、イタリアの事例のように、協同組合の役割が当然浮き彫りにされてくるのではないかと私は強調したい訳です。

このことと、ILOの新勧告とを結びつけて考えますと、小規模でもよいからディーセント・ワークという目標に向かっているワーカーズ・コープ、あるいは「新しい協同組合」と言ってもいいかもしれませんが、そういうものが登場してきて少しずつでも雇用を回復し、失業者を減少させていくことが日本中で行われる必要があるかと思います。もちろん、そのためにはさきほど申しましたような、さまざまな権利や保護がなされなければなりません。いずれにしても日本がそういう形で雇用をつくり出すという役割を国際的にも果たす必要があるのではないのでしょうか。そのような雇用の創出はイタリアに任せておけばよい、との傍観者の立場では日本の失業率・失業者の数は決して減少しません。もう一度言いますが、日本における雇用の創出、失業率の減少は、ILOが提案し、圧倒的多数で採択された「協同組合促進の勧告」の決議に則った「協同組合の促進」を実質的に保障する法的措置に裏づけられた事業活動—地域経済の活性化やコミュニティの再生に取り組む事業—をさまざまな人たちが実践していくこと、このことが非常に重要になってくるのではないかと私は思っています。

最後に一言申し上げたいと思います。このレジュメには「コミュニティの質を高める」ということが書かれております。コミュニティには、「共同性と地域性に基づいて人びとがつくりだすコミュニケーションの場」である、という非常にシンプルな定義があります。また共同性のなかにはいろいろなものがあるかと思いますが、協同組合の協同、それから協力して働く協働などがありますし、人びとの連帯というものもあります。他方、地域性のなかには、歴史、文化、自然環境、人びとのアイデンティティというものがあります。そういうものが各コミュニティ、あるいはそこに住んでいる人たちの生活のなかに次第次第に取り込まれていく、例えば、自然環境を改善し向上させていく、住民がコミュニティ・アイデンティティを持ち、自分たちの生活のなかにそれを滲み込ませていく、このようなことが「コミュニティの質」を高めていくことではないかと私は考えております。「コミュニティの質」を高めるための活動、同じことですが、人びとの「生活の質」を高める活動は、多様な経済活動や地域社会・コミュニティでの社会活動を通じて行われることになろうかと思いますが、それらの経済的、社会的活動は、ILOの新勧告の最終的な目標と必ずや一致するのではないかと、私は期待するものです。

(なかがわ・ゆういちろう 明治大学政経学部教授、日本協同組合学会会長)

質 疑 応 答

司会（五十嵐 仁） さきほどの4人の方の報告を受けまして、質疑、討論のほうを始めたいと思います。初めに、質問ということではいかがでしょうか。

堀内 ILOの堀内光子（ILO駐日代表）でございます。皮切りに質問をさせていただきます。まず、中川先生にはILOの今の活動をいろいろご紹介いただき、ご評価いただきましてありがとうございますでした。

質問は、臼井さんへですけれども、おそらく真意はこういうことではないかということで確認の質問でございます。ディーセント・ワークという言葉が勧告の中に入れることについては、使用者側では、ディーセント・ワークという言葉がいつまで持つかわからないので使用者の方々からご意見があった、まあ消極的だったということだと思えます。その真意は、この前の勧告が1966年でございますので、現在の勧告は30年余りでございます。そういう非常に長い期間にわたって、勧告というのは生きながらえるものであるので、そういう意味では現在目標にしているILOのディーセント・ワークというものを長い期間のものとしてとらえることに対して疑義があったということであって、ILOが目標にしているディーセント・ワークの活動そのものは使用者側が全面的に賛成し協力し、それに向けて活動しているというふうに私は理解をいたしておりますので、そういう意味でよろしいのかどうかという質問をさせていただきたいと思えます。

司会 はい、わかりました。どんどん出していただいて、あとでまとめてお答えいただくということにします。ほかにいかがでしょうか。

小関 明治大学経営学部の小関隆志と申します。ディーセント・ワークについて教えていただきたいのですが、さきほどの中川先生のお話の中でインフォーマル・セクターと、それから協同組合を通じたインフォーマル・ワークの保護というお話がございました。インフォーマル・セクターそのものについては、発展途上国に昔より存在しておりましたので、別段、今初めて登場したのではないと思えますけれども、今このディーセント・ワークという言葉でインフォーマル・セクターの保護の問題が取り上げられ、しかもそれが途上国だけではなくて先進国も含めた形でこのインフォーマル・セクターの保護の必要性が打ち出されたというのはどういう意味があるのか、ということをお教えいただきたいわけです。

また、さきほどのお話の中でグローバリゼーションとの関連というお話がございましたが、このグローバリゼーションの広がりの中で途上国から先進国までインフォーマル・セクターの問題というのが広がったという理解でよいのか。また、それを問題解決する上で協同組合がどのように役割を発揮しているのかということも教えていただきたいと思えます。

ディーセント・ワークという言葉は日本語に訳しづらいというお話でしたけれども、いまひとつ



ディーセント・ワークというイメージが具体的につかみづらいので、もう少し具体的に教えていただければありがたいと思います。

渡辺 法政大学大学院政治学専攻博士課程2年の渡辺光子と申します。ワーカーズ・コレクティブについて研究をしています。水野さんに質問

をしたいのですが、中川先生からも雇用の創出の重要性というご指摘がございましたが、この20年来ワーカーズ・コープやワーカーズ・コレクティブが日本の社会の中で地道な実践を続けてきて、あわせて5万人ぐらいの労働者が仕事づくりをして300億円ぐらいの事業高を上げるまでに成長しているわけです。皆さんご存知のように、法案をつくって独自にロビー活動もしているのに国の対応が非常に遅いように思いますけれど、今、政府はどのようにこれをとらえていて、今後どのように対応しようとしているのか。もし管轄が所管ではないといわれると困ってしまいますけれど、伺わせてください。

中村 私は全国厚生連労働組合の委員長をやっている中村量長といいます。全国厚生連は、農協の病院関係の労働組合です。ちょっとお伺いしたいのですが、中村・零細企業が大変なことになっちゃうんだ」みたいな臼井さんのお話がありましたが、そのところをもう少しお伺いしたいと思ったのです。

臼井さん、今の医療の状況をいいますと、協同組合の病院でも倒産寸前なのです。ですからそういった意味でいいますと、中小・零細企業は単にこのグローバル化でもって疲弊しているというだけではなくて、協同組合自体が今大変なところにきているという状況があると思います。そういった状況の中で、「協同組合に対して保護をするべきじゃない」という意見については私どもとしては異論があるのです。そのへんのところについて、意見を聞かせていただきたいと思います。

相馬 協同組合学会会員の相馬健次と申します。まず水野さんにお尋ねしたいのですが、日本政府の対応にかかわる問題です。水野さんのお話の中で、今回の勧告の意図は雇用の増進に協同組合が役立つように促進するのがポイントだということをおっしゃいました。日本政府としまして、現在の日本の失業の状態、どういうところで失業が生じているか、とりわけ大企業によるリストラが非常に大規模な失業を生んでいるという実態があると思うのですが、一方でそういう実態がある中で、協同組合の持っている雇用増進の機能ということについてどういうふうに評価をされているのか、ということをお伺いしたいと思います。

それから臼井さんにお尋ねしたいのですが、日本経団連の対応としては、ディーセント・ワークという言葉に対して当初は反対だったけれども、最終的にはそれを撤回して賛成したということで

した。今、水野さんへの質問の中でも申し上げたのですけれども、現在の企業の実態、そこでの労働の実態というのは大規模なリストラによる首切りというだけではなくて、過労死であるとか、あるいはサービス残業というのが大きな問題になっているという実態がございますね。日本経団連あるいは使用者側として、そういう実態に対してどういう展望を持ちながら、このディーセント・ワークに対して最終的には賛意を表されたのか、そのへんを伺いたいと思います。

司会 梅村さんへの質問がないようですが、梅村さんに対して何か質問がございましたら、労働組合の対応といいますか、見解ということについていかがでしょうか。

中村 さきほど梅村さんも言っていましたけれども、日本の労働界の中で協同組合に関係するそういう集まりといいますか、議論をする場所がまだないということだったのですけれども、ぜひつくってほしいという私の要望も含めて、そのへんがどういう展望になっているのかお聞かせください。

佐々木 佐々木浩と申します。「働きたいみんなのネットワーク」というところで、NPOとして今やっているところです。私は昔、金融で働いておりましたので、梅村さんのことはよく存じ上げております。大変、ご活躍の様子で仲間としてうれしく思っています。私は今、失業・休職の問題を取り扱っております。今もお話が出ましたように、失業問題が深刻な社会問題になってきている中で、この協同組合の理念をこういう方々、つまり働きたいという働く意志が完全にあるのにさまざまなハードルの中で働けないという状況を含めて、これらをどのように吸収しようとしているのか。そのへんのところをお立場から見てどうなのか、労働組合がどのような視点を持っておられるのか、ぜひ伺いしたいと思っております。

司会 質問がかなり出ましたので、ひとまずこのへんでお答えをいただきたいと思います。お一人ずつにお答えをいただきたいと思います。

水野 お答えさせていただきたいと思います。まず一つ目は渡辺さんからのご質問で、ワーカーズ・コレクティブであわせて5万人という形で雇用創出効果があるにもかかわらず、政府としてそれらに対してどのように考えているのかというお話です。今回の討議においては定義の話が非常に重要な争点になっていたというお話をさせていただいたと思いますが、結局のところは政府が施策を講じるということになりますと、その施策の対象がまさにどのようなものであるのか、ということを確認しなければならないということになってくるわけでございます。そういう意味で今、協同組合というものを漠然と包括的に規定しているような基本法という形のものなかなか難しいと思いますし、消費者生活協同組合ですとか、あるいはもっと雇用創出効果の高い漁協・農協といったもの、あとはそれぞれの省庁が所管している協同組合が経済産業省関係でいくつかあると思いますし、あるいは財務省が所管する金融機関として信用組合とかそういったものがございしますが、そういったそれぞれの専門的な官庁で専門的にそれぞれの個々の分野として扱っている。協同組合を横断的にくくるというよりは、一つの方針においてその主体の一つとしてくくっているというような形になっていると考えていいのではないかと思います。

そういった中でワーカーズ・コレクティブというのが現れて、それはそれで雇用創出効果というのが大きいと言われているわけでございますが、そういう新たに現れている協同組合のあり方というものをまた定義して対象を明確にしていくということが必要になってくるということであると思

います。したがって、これまでの施策のあり方も既存の企業というものに対してだけ支援するんだという話では全然ないわけであって、そのワーカーズ・コレクティブという形を通してというわけではなく、そもそも個々の労働者の方が起業家として自立していくというようなことに対しては支援の措置というものを既に講じているところでございます。ワーカーズ・コレクティブというものはどういうものであるのか。ワーカーズ・コレクティブに対してという形になると、この定義づけというものをしていく作業を行った上でしか支援というのは難しいのかもしれませんが、ほかの切り口の中でワーカーズ・コレクティブというものが定義の中に含まれてくるということになれば、これは支援の対象になってくるといえることであると思います。ですから、政府としてどのようにとらえているかということをお断りしてお答えすると、今はまだ対象として明確でないままに施策を講じているということになると、これはまたかなり批判の対象というか、脱法行為・違法行為という話も出てきますので、今はそれを検討していく過程にあるのだと、これは私の個人的見解というのに近いと思いますが、そういう状況にあるというふうに思います。

それから、協同組合による雇用拡大というのがあるのではないかと、これに対してどのように評価しているかということでございます。ILOでの討議で、先進国の発言が少なかったというのは相対的に発言が少なかったということで、むしろ途上国からは非常に積極的で活発な意見が多かったということだと思います。それはなぜなのかといいますが、やはり途上国の経済における協同組合の位置づけや規模というものが国内経済に占める比率として非常に大きいものを占めている、そういったことが原因にあるのだと思います。

ですから、先進国としてそれを雇用創出の一つのツールとして促進していくということについては、まったく反対しているわけではなくてむしろ賛成しているというわけではありますが、その中で先程来あった中小企業や零細企業との関係、あるいはそもそもいちばん問題になっている定義の問題、そういう問題をクリアした上でないと強力にプッシュしていけないという迂遠さが発言の少なさということにつながっている。ただその発言の少なさというのは、一般討議における意見としての発言の少なさだと思います。ですから、そもそも勧告案についての修正意見というのは、先進国が出しているものは途上国が出しているものを上回るぐらいの数が出ているというふうに理解しております。

司会 今のお話で、ワーカーズ・コレクティブにはいろいろあって、政策の対象としてまだ不明確であるということですが。検討の過程にあるということは、まだ運動として未成熟だとか、もっと大きな運動になってくれば、あるいはそれが一つの社会的な形になってくれば当然、法案化を含めた対策の対象になるということなのではないでしょうか。

水野 それは運動があればやるという話ではないと思うのです（笑）。ですから今、私は浅学にしてそれぞれ所管しているところがどのような検討状況にあるのかというのをちょっと知りませんので具体的なことをお答えできませんが、常識からいって当然にそれぞれ所管しているところ、所管できると考えているところというのは、それぞれ検討しているというふうに考えております。これはいやらしい言い方ではありますが、そもそも新しくそういうものができてくればそれを取り込めば、所管事項が拡大するという省利益的な観点からみましても、これは当然のごとく内々に検討をしているということが推測されるのではないかとこのように私は思います。

司会 それでは梅村さん、よろしくお願いします。

梅村 まず初めに、中村さんからのご質問というかご意見だと思うのですが、協同組合で働く労働者の労働組合で運動をつくるようにしてくれということだったと思います。言い訳で申し上げますと、私は一介の労働金庫の渉外担当者として、労働組合の役員をやっていますが、日常的にそういった活動をするという立場にはないという物理的な面が一面あります。ただ、2年間この議論に参加したという事実も一方では大きくありまして、やはり通算で2年間参加した者の責務として、労働者の立場で協同組合の促進勧告の意義について議論を広めていかなければいけないという思いもあります。

私は、協同組合の促進の議論で初めてILOの会議に参加をさせていただいたのですが、その中で強く感じたのが、我が国における労働組合の議論というか、たとえば定期大会議論というのははっきり申し上げまして結論ありきだ、という事です。要するに大会の議案書に載っていることが覆るというのは、よほど組織分裂が激しいところでごく一部あるときがありますけれども、定期大会というのはほとんどその前段の議論でだいたいスケジュールどおり進んでいくというものです。

ILOの議論というのは、労働者グループの中での議論でも、スタートした時点ではどういうふうにまとまるのかだれもわからなかったと思うのです。ただ、もちろん方向性がありまして、その方向性を位置づけるのがいろいろな労働グループとか協同組合のグループですけれども、そこでそれをコーディネートする人間の裁量というか力量というものがものすごく問われまして、労働グループの議長のパテル氏という方は非常な能力を発揮されたのです。私は2年間参加して、「すごい人だな」というふうに思いました。人格・知識はもちろんそうなのですが、その方の話を聞けばかなりインパクトがあるのではないかと思います。今年の総会に行っているときもチラチラと、私もあまり英語が話せないのと一緒に参加した日本労働協同組合連合会の玄幡真美さんという方に「日本に来てくれないかと言ってくださいよ」といって、そういう話をしていました。

実はまったくこれからの話ですけれども、労働者協同組合の促進の議論の過程でどういう意義があるのかということで日本にパテル氏を呼んで、それを一つのイベントにして賛同をされるいろいろな団体の方に呼びかけをしまして、一つのうねりというか、そういった協同組合の促進の意義を高めるものにできないかなという検討をしているところです。その際はさまざまな協同組合の経営者の方々もそうですけれども、もちろんそこで働く労働組合の皆さんにもお声をかけさせていただこうかなというふうに考えております。それと私個人ができることといいましたら、たとえば「労働者グループでどんな議論がされたのか話してくれ」というようなお声がかかりましたら、私自身はすべて「参加します」といっています。仕事が終わってからの執行委員会とか飲み会とか、「どんな場にも参加しますよ」というふうにいろいろな場で申し上げます。ですから、パテル氏にぜひ来てもらおうという動きがこれからの作戦というか、取り組みだと思います。いずれいろいろな組合さんにもお声をかけさせていただくことになりますので、その際にはぜひご協力をお願いしたいと思います。

あとは、佐々木さんからのご質問ですが、私自身が労働者全体の運動についてこういうふうにしていこうという機関にはいないものですから、個人的な発言というか考えになりますけれども、ILO総会という国際会議に参加して、日本のサービス残業の異常さというものをつくづく感じまし

た。どこの業態でも労働組合が本音でもってサービス残業を調査をすると、さまざまな実態が出てくる。何年かぶりに労働者の健康状態を調べたら、過労死の人が何年か前よりも全然増えているとか、調査してびっくりする様な結果が出たということをほんとうによく聞きます。このサービス残業について労働組合としては、サービス残業撲滅とか、残業時間を減らそうとか地道な活動ですけれども、これが今の国際労働運動の趣旨に非常に沿った活動だというふうには感じているのです。

ただ、その労働組合の地道な活動が一気に芽を吹くということはありませんので、今回の協同組合の促進の中には労働者の権利は国際的な労働基準が普遍的に適用されるという文言が入っていきまして、まず協同組合の人たちがそういった適用を受ければ、当然その周りの人たちもその適用を受けなければいけないと思います。やはりこの協同組合の促進勧告が持つ意義というものをより多くの人に知ってもらって、ILOで決まった文書には協同組合で働く人たちの権利の擁護まで入っているんだ、ということを知ってもらうことも非常に大きな成果になるのではないかというふうにも考えております。ILO文書はあまり一般紙には載りませんので、そうした意味ではさきほど申しましたとおり、促進勧告については地道に「こういう文書が採択されたんですよ」というふうにいるような場でどんどん言っていかなければいけないと思います。

それと、さきほど中川先生からご報告がありましたけれども、失業者対策の一面です。こういった面でも、ワーカーズ・コープの法案への協力などを労働組合としてできる限りやっていかなければいけないと思ひまして、私はそういった協力を要請できるような場にはなるべく多く参加をしていきたいというふうに思っています。

司会 はい、ありがとうございます。それでは臼井さん、よろしくお願いします。

臼井 はい。最初にILOの堀内代表からいただいたご質問でございます。ご指摘のとおり、ディーセント・ワークということについて使用者側が、それは日本の代表である日本経団連（旧日経連）でもいいのですが、その考え方に反対だというわけではございません。さきほど、言葉足らずで説明が至らなかったところがあるかと思ひますけれども、ご指摘のとおり、ディーセント・ワークという言葉が現在のILOの目指すべき方向であることに間違いはないわけですが、定義が確定されていないディーセント・ワークという言葉、国際文書の中に入れることは良いかどうか、しかもそれが何十年も先、100年以上先までのタームで見た場合、果たしてディーセント・ワークの言葉で言い切れるかどうかという懸念を持っていることから、使用者側は疑問を持ったわけでございます。

それから中村さんのご質問でございます。今、病院の経営もたいへんな時期にあるということで、その中で協同組合に対して保護すべきではないというようなご理解をされたと思うのですが、ほかの経済主体に対する政府の支援措置といったものと比べますと、協同組合だけ優遇したものでいいのかなという疑問を持っているわけで、言い換えると、仮に協同組合に対して支援措置を取るのであれば他の経済主体にも広げられるようにすべきではないか、というふうには使用者側は考えております。また、ここのとらえ方としては、「国内の法令と慣行にしたがって」の文言が追加されましたように、各国の国内法令で優遇措置をはかれば良いのではないかと。そういった視点でとらえております。

それから、相馬さんのご質問で、現在のリストラや過労死、サービス残業ということを取り上げられました。やはりそういう事実があることは報道などで私も聞いております。ただ、団体として

こういったことに対してどういうふうに指導しているかといいますと、やはり雇用の維持ということ優先をお願い申し上げております。

具体的にどういうことを展開しているかといいますと、昨年10月ですからちょうど1年になりますけれども、旧日経連とナショナルセンター連合との間で「雇用安定宣言」というものを出しました。つまり、企業側も非常に苦しい状態で経営をしている中で賃金と雇用の問題について言えば賃上げについてはなかなか上げることはできない。ただ、雇用については維持を図ろうという趣旨の宣言です。文言はもう少し長いものになるのですが、賃上げよりも雇用の維持を図ろうという趣旨の安定宣言を結びました。そうしたことが功を奏しているのではないかなと私は思っております。あるいは労使交渉、いわゆる春闘の中で労働組合から出されている要求の一つに雇用安定協定の締結ということがあると思います。この雇用安定協定に経営側も協力しているということも聞いておりますので、こういったところに雇用の安定という日本経団連の主張が具体的に浸透しているのではないかなと思っております。

私どもは経済団体、使用者団体でありまして、会員企業からの要望を伺う一方で、ビジョンやわれわれの考えを会員企業、あるいは会員でない企業に対しても広めていきます。しかし、実際に個別企業の判断につきましては、個別企業の自治や労使の話し合いにお任せしております。ただ、さきほど申し上げたように、具体的にはそういった連合との間の雇用安定宣言が少しずつ浸透しているというふうには私は理解しております。以上でございます。

司会 それでは中川先生、お願いいたします。

中川 小関先生のディーセント・ワークの必要性がどうして出てきたのかということでございますけれども、ILOの歴史を読んで、第二次世界大戦後間もなく、フィラデルフィア宣言で「労働は商品ではない」ということをILOは宣言していることを知りました。実はILOはこの「宣言」から一貫した流れをつくってきているということが分かります。ディーセント・ワークが出てきた背景は、もちろん言うまでもなくグローバリゼーションであります。一つにはこの「宣言」の流れがあり、また一つにはグローバリゼーションの下でのインフォーマル経済の拡大という事実があります。

しかし、同時にグローバリゼーションでわれわれの日々の活動がグローバルになっているということでは必ずしもありません。われわれの場合、つまり多くの発展途上国では自分たちが生活しているその場で経済活動をしている訳です。その方が圧倒的だろうというふうに思います。しかし、そういうインフォーマルな労働をフォーマルな労働にしていくということと、そのインフォーマルな労働が地域社会にどのように役立っているのかということはしっかり区別したほうがいいと私は思っているのです。とりあえずインフォーマルな労働をフォーマルな労働にいくために協同組合が非常に重要な役割を果たすのではないかと思います。

ディーセント・ワークの何よりの目的は、国際基準に基づいて働く人たちの人権擁護であるということなのです。その中には結社の自由、団体交渉権の確認、強制労働の廃止、児童労働の撤廃、雇用平等の確保などがあります。これらがディーセント・ワークの最終的な獲得目標であるわけです。そういう目標あるいは目的を遂行していこうということの中に、働きがいのある仕事であるとか、つまりわれわれの日々の仕事の価値というものをわれわれの経済活動の中にしっかり生かして

いこうということがありと私は思っております。したがって、ディーセント・ワークを呼び起こしたのは、ILOが戦後一貫して追求してきた「流れ」があると同時にグローバリゼーションの一層の深化と拡大があるというふうに私は思っております。

しかしディーセント・ワークは、発展途上国だけの問題ではありませんで、先進資本主義諸国の問題でもあります。大企業のリストラによる失業は日本でもご承知のようにドイツでも、他の国でも見られます。特にドイツでは失業率は10%以上です。またドイツには失業者の中にアジア人が多数見られます。イギリスもそうでして、失業率が減ったといってもまだ4%ぐらいあるわけです。やはりマイノリティの人たちが失業するというようなことで、こういう市場経済のグローバリゼーションによる労働市場の規制緩和等々によって働く条件が非常に劣悪化してきている。こういう中でいかにして雇用をつくり出し、なおかつ労働条件・生活条件を整えていくかということが非常に重要なことになってくる。ということで、ディーセント・ワークというコンセプトが果たす役割というのは非常に大きなものになっていくのではないかと、というふうに私は思っております。

最後にまとめますとこうです。インフォーマル経済もディーセント・ワークも、これはグローバリゼーションのいっそうの広がりに基づいているんだということです。あとはそれぞれどういう現象があるかということをお考えいただければと思います。

司会 一通りお答えをいただきましたけれども、これについての再質問あるいは自由にご意見を交えて発言をしていただければというふうに思います。

岡安 労働者協同組合で副議長をしています岡安喜三郎と申します。協同総合研究所のほうの専務理事もやっております。私のキャリアをいいますと、その前は大学生活協同組合連合会全国組織の専務理事ないし副会長をずっとやっていましたし、日本生協連の理事を十数年やっております。質問の部分がいくつか入ると思いますけれども、特に範囲、定義、目的を中心にして話をしたいと思います。協同組合が経済のあらゆる部門で活動していることが認められるが、残念ながら日本は、法的にそれが十分、認識されていない現状でよろしいかということです。あるいは、あらゆる種類と形態の協同組合に法的に適用されるようにということでもあります。たとえば労働者協同組合はICAに加盟している正式会員です。したがって国際的には協同組合として認められていますから、ここに対しても法的適用が当然のごとくあるべきだということです。ただ、法律がないのでそういう設立しやすい法律が欲しいということです。ぜひよろしくお願ひしたいというのが一つです。

2番目のところは、ICAの定義の適用については確かにいい面はあるなというふうに思うのですが、懸念という意味で申しますと、ILOがICAの定義をそのまま採用することは必ずしも万々歳という関係ではないのではないかと。たぶんICAの中でもILOの会議の中でも議論がされたと思いますけれども、理由としては、市民とか国民のさまざまな運動で進めているわけですから、あまり秩序立ててつくり上げるという形でいくと、なんとなく秩序の中でなければ運動ができないような感じになるという点では、もう少し自由度があってもいいという単純な理由が一つです。

もう一つは、この定義は1995年です。どちらかというと世界的にはまだバブルの時期で、定義とそのあとのICAの原則を見ますとわかりますように、もうかったときはどうするかという話は書いてありますけれども、つぶれるときとか、ほんとうに困ったときにはどうするのだという原則はあ

まり書いていなくて、たまたま責任を引き受けるというところに1行あるだけです。ところが現実には、日本を見てわかりますように結構厳しくなってきた、組合員が責任を分かち合うというのはどうなのかという問題についても、ほんとうは重要な問題が実践的にはあるのだろうということも考えておきたいなど。逆にいいますと、生協とかいろいろなところがつぶれたりしても、組合員がその経営責任を引き受けるという感覚は残念ながらかなり希薄だと思います。したがって、経営者は組合員に経営実態を教えるのが怖いのです。ですから、ディスクロージャーもなければアカウンタピリティも成立しなくなるのです。そういう問題も含めて、ILOの勧告の中に、リスクの問題とかもっといろいろ書いてあったらよかったなというふうに思ったけれど残念ながらなかったという、少数意見ではありますが一応そういう意見があるということです。

勧告の中でもう一つありますのは、第4パラグラフの(h)のところで、「コミュニティの社会的・経済的な必要性に応えるため」ということで、「ダイナミックな独自の経済分野を確立し拡大すること」というところが最後に入っておりますが、これは比較的重要な中身だと思います。別の言い方をすると、社会・経済的な要素をこの中に入れているということで、これ自身は協同組合で努力することであります。

水野さんの所属する省ですが、ヨーロッパで行っている社会・経済的な動きというのは、日本でいうとやれる省としていちばんふさわしいのは厚生労働省だなというふうに常々思っています。もともとの厚生省の活動の分野である趣旨とかいろいろなものを含めると、こういうものと地域での活性化の中に協同組合だけではないさまざまな社会セクターのところの振興を進めるという点について、ぜひお願いをしたいなというふうに思うところであります。

司会 あとで、この問題について水野さんのほうからコメントをお願いするということにします。

手島 手島繁一と申します。主催団体の大原社研の研究員です。お聞きしたいことは二つあります。一つは水野さんに、この新勧告が採択され日本政府も採択に賛成したという段階で、新しく雇用促進に協同組合を役立てるための新たな法制度ないしは政策の準備があるのかどうかということです。あるいは、新たなということがなければ既存の法制度や政策の見直しに入っているのかどうかということですね。あるいは、入っているとすれば、それは省の政策形態のどの段階までいっているのかということまでお聞きしたいのですが、それは秘密だということであればあえてお聞きしません。

二つ目は、中川先生にお聞きするのが妥当だと思いますけれども、ILOの堀内さんにもお答えしていただければ大変うれしいと思います。この新勧告には、ILOの第一の目標が実はディーセントなワーク、ディーセントな労働の実現であるというふうに前文に書いてあるわけです。つまり、これはILOの目的規定であって、それがなぜ協同組合の振興に関する勧告の前文に書かれなければならなかったかということです。これは推測ですが、ディーセントなワークというのは、さまざまなワークプレイスにおいて実現されるべき目標であるわけですね。もちろんワークプレイスということでは協同組合、つまり協同組合にあらざる部分のワークプレイスのほうがむしろ多いわけですが、にもかかわらず協同組合の振興というところにディーセントなワークの実現ということを書き込むのは、協同組合というものに対するILOの何らかの特別な期待なり関心なりというものが

あるのではないかと、というふうに推測されるのですが、そのへんのことはいかがでしょうかということの中川先生と堀内さんにお聞きしたいと思います。

司会 わかりました。時間もなくなってきましたので、短めにどんどん意見なり質問なりを出していただきたいと思います。

玄幡 日本労働協同組合連合会の玄幡真美と申します。そちらの壇上にいらっしゃる梅村さんと一緒に、協同組合の促進の分科会に2週間ほどジュネーブに行っていました。臼井さんにお聞きしたいのですが、今度の答申は協同組合に対して突出するものではないけれども、他の民間団体と同様に協同組合に対して促進のサポートをしていくという勧告だったと思うのです。私は中小企業と協同組合は敵対するものではないと思っておりますので、いわば日本の多くの人びとが働いているこういうセクターに対して、共通して日本経済団体連合会としてサポートしていくような具体的な課題というか政策というものがあればご指摘いただきたいと思いますというふうに思っています。

相馬 協同組合学会会員の相馬です。水野さんにさきほど私が質問をしたことについてのご回答をいただいたのですが、ちょっと私の質問とのズレがあるような感じがいたします。私の質問を簡単に申しますと、政府サイドとして雇用創出の面で協同組合に対して期待しているのかどうかということなのです。さきほどの水野さんのお答えの中で、途上国から意見が出たのは途上国では協同組合が重要な役割を果たしているからであると、先進国のほうからあまり意見が出なかったのは、私の推測ですが、先進国の場合は協同組合が果たしている役割というのはそれほど重要ではない、といったようなニュアンスを含んだ回答ではないかと思うのです。日本政府としては、協同組合の雇用創造に対する役割にほんとうに期待しているのかどうか。

実は現実を申しますと、厚生連の中村さんがちょっとおっしゃいましたように、日本の場合は雇用者をやや増やしているという分野はおそらくワーカーズ・コレクティブですね。労働者協同組合の分野というのは新しい協同組合ですので、そういう部分というのはあると思うのですが、そのほかの協同組合は今はおしなべて一般企業と同じような、いわばリストラを進めているというのが現状です。そういう状況の中で協同組合に対して雇用創造について期待するとすれば、協同組合に対してよほどの支援策を講じていかないといけないのではないかなと思うのです。

そういう点では臼井さんのほうにもお聞きするのですが、経営者団体としては協同組合に対して有利な条件を与えるのに反対であるといったようなスタンスのようですが、もし雇用創造ということを協同組合に期待して協同組合の発展を期待するとすれば、それには中川先生もちょっと触れられましたけれども、相当積極的な支援というのがないとやっていけない。一般企業に対する支援策は非常に巨大な予算を投入して行われていると思うのです。それに比べて協同組合に対する支援というのは、現実的には日本の場合はたいへん少ないと思います。これは協同組合の分野によっても違いますけれども、全体的に見て非常に少ないと思います。そういった点から見て、果たして日本政府としては雇用創造という点で協同組合に期待しているのかどうか。正直に申しまして私は疑わしいというふうに思っているのですが、それがどうかということです。

司会 はい、わかりました。ほかにいかがでしょう。

堀内 さきほどご質問がありましたので発言させていただきます。ILOの堀内です。ディーセン

ト・ワークと協同組合とインフォーマル・セクター、私どもはインフォーマル経済といっておりますが、ILOの立場といえますか、見解を説明させていただきます。

ディーセント・ワークの関係ですが、すでに中川先生がおっしゃいましたけれど、まさにILOとしてはグローバル化の中での格差拡大、特に貧困層が非常に多いということが大きな問題として考えられておまして、それとともに非正規雇用が増加しているような労働市場の柔軟化という問題がございます。そのためにILOが開発戦略を入びとの目線でとらえた場合に、いったい人はほんとうに今何が必要なのだろうか。入びとがほんとうに必要なのはディーセント・ワーク、要するにまともな仕事が欲しいと思っているのではないか。したがってILOとしては、入びとの目線で考えた開発戦略をするということを明確にするということで、ディーセント・ワークという目標を掲げたのでございます。これは1995年に開催されました社会開発サミットとも関連しているものでございます。このディーセント・ワークとは何かというと、まともな仕事ということですが、まず仕事があること、そして権利があって、社会的保護があって、労使が対話できる、こういった仕事を進めるということです。ですから今、それぞれの国の実情において具体化を進めているということでございます。

それからインフォーマル・セクターと協同組合ですけれども、インフォーマル・セクターと協同組合は関係はしますけれども、まったく同じ問題ではないというふうに理解をしております。協同組合というのは、やはりすでにICAにあるような自主、自立、責任、透明性、参加、民主主義とか、そういったものに基づいた使用者と労働者が同じ立場でやる企業経営体の一つでもあるというふうに理解をしております。しかしながら、そういう民主的な運営体で行われているからこそ働く人の条件がきちんと確保できる運営体であるというふうに考えておまして、そういう意味では、ソマリア事務局長がこのILO総会の最後に発言したように、「協同組合というのは、まともな仕事を生み出して貧困を減らし、そして社会的阻害と闘い、そして継続的、持続可能な開発、それを進めるための最もパワフルな手段の一つである」というふうに申し上げております。

ですから、これがすべてであるというふうに私どもは申し上げていないのですが、今のお答えをさせていただくと、これが一つのパワフルな手段であるという見解のもとで進めているものでございます。そういう意味で私どもの定義では、保護に欠けている、特に法律的な保護に欠けている層の入びとというふうにとらえておりますので、そういう入びとが法律がなく組合もないところでまともな労働条件があるような仕事ができるのは、やはり協同組合というのが一つのいい形の進め方であるという考え方で協同組合を見ているということです。以上でございます。

司会 ありがとうございます。まだ質問を受けようかと思ったのですが、時間がなくなってしまいまして申し訳ありません。今まで出されたご意見・ご質問に対してお答えをいただくということでシンポジウムを終わらせていただきたいと思いますというふうに思います。

中川 さきほどの手島さんのご質問ですけれども、堀内さんがお答えになったとおりだと思います。したがって私は、インフォーマル経済と協同組合が、ディーセント・ワークを基礎に、あるいは支えとして、どういうふうにかかわっていくかということが、日本も含めた多くの国々における社会経済的課題になるだろう、と理解しております。以上です。

白井 新団体である日本経団連として、中小企業とか零細企業、あるいは協同組合に対してどう

いう支援をしているのかというご質問ですが、規模とか業態で分けてどういう支援といわれてもちょっとわかりませんので答えられない、というのが正直なところでございます。

そうですね、新しい団体というのは、役割としてたとえば社会保障をどういう枠組みにしていくなのかとか、税制体系についてどういうふうにしてほしいとか、あるいは起業の支援をどうするかとか、そういったことはあると思うのです。もちろん全体の構成の中で細かいところまでもいろいろ考えるのですけれども、ただ、企業規模あるいは業態別にどういう支援といわれてもお答えできない、というのが私の正直な気持ちです。

梅村 このILOで採択された協同組合の促進勧告は、ディーセント・ワークが挿入された初めての勧告であるということから、やはり労働組合の立場、そしてまた勤労者の立場として特に広めていく意義がある文書だということで、私ができる限りの活動をこれからしていきたいというふうに考えております。

水野 まず一つは、社会セクターの振興というような質問があったかと思いますが、多様なものについてはこれまでもいろいろ振興策はとっているところで、たとえばボランティア活動などにも振興策をやっていたりとか、あるいはワーカーズ・コレクティブということではシルバー人材センターとか、それがどこまでどうなのかというのがありますが、そういったいろいろなツールを通じて振興策はあるわけです。こういったものを振興していくときの手法として、役所の場合は、例えば、公益法人を通じてというのがやり方の一つとしてありますが、今はむしろ「なんでこんなものについて公益法人があるんだ」という批判が国民の皆様方から激しく寄せられているところがございます。促進策ということだけを取り上げると、確かに「それは促進すればいいじゃないか」という話もあるわけですが、具体的に個々の対象について実際にやっているやり方というのを見ていくと、これは今の公益法人の話みたいになら「けしからんじゃないか」という話もあって、今は非常に難しい時代であるというところがございます。

それから、この勧告を受けて何か新しい施策をとということですが、私が聞いている限りではこれを受けてというのはございません。勧告を受けてという形でこういう施策をつくるのは、時期的にも新規施策というのは予算要求の時期とかございますので、今後ちょうど出たのでこれを使うということもあるかもしれませんが、それが主たるというよりは、むしろまず施策としての目的が何かあってこういう施策をうちますと。ついてはILOからも新しい勧告としてこういうものが出ていますので、単にわれわれが勝手に言っているだけではなくて国際機関でも支持されるようなものですというような話の展開になると思いますが、とりあえず私が聞いている限りでは今のところはございません。

そもそもさきほどのご質問に答えていないのではないかというお話ですが、ちょっとまた答えさせていただきたいと思います。さきほどの重要であるのかどうかという微妙な話になりますと、途上国に比べると活動の比率が小さいということを申し上げたわけで、期待しているか、重要であるかといえ、それはやはり重要であると考えておりますし、期待しているというものののだと思います。さきほども申し上げたと思うのですけれども、実際、協同組合の定義が難しいという話で、ワーカーズ・コレクティブという話になれば別なのですけど、農業協同組合・漁業協同組合などはまさに非常に大きな雇用創出効果がこれまであったし、今後もあるはずだと思います。地方に行

けば企業誘致とか、普通にいうような雇用創出の方法というのはもうなかなか立ち行かないというところで、やはりそういった農業協同組合・漁業協同組合といったところで雇用していることによって生じるまさに創出効果、数としての創出というだけではなくて、雇用機会が極めて限られているその場所で雇用を生み出しているということで非常に大きいものがあるのではないかと思いますので、協同組合という名称からいえばそれは非常に大きなものだと思います。

ワーカーズ・コレクティブとかそういったところに限定した話ということになりますと、さきほどこのご質問の中の話にも出てきたと思いますが、協同組合というか民法上の組合ですね。組合であれば会員が無限責任を問われるということで、そういった問題がどうなるのかという話が出てくると思うわけです。その中で有限責任の企業というか、有限会社なりなんでもいいわけですが、そういったものを支援して雇用を創出するという形ではなくて、わざわざなんで協同組合という無限責任を支援するんだというような指摘がなされるわけです。だからこれも「とにかく雇用創出するからいいじゃないか」ということでへたに支援策をやってしまうと、あとあと「なんでそんなことをやったんだ」という話になりかねない部分もあるわけで、そういった問題をすべて検討してクリアした上でないと政府としてはなかなか動けないというのが実態としてあるわけです。

司会 この勧告に基づく法的・制度的枠組みの検討、あるいは再検討の現状ということでしょうか。何か今までの制度や法律を見直したりとか、新しいものをつくるというような動きは厚生労働省の中であるのでしょうか。今回の勧告を受けてということですね。

水野 さきほどの新施策の話と関係しますが、サイクルとしてちょうど新しい施策が出てしまったところで勧告が出てくるという形になりますので、今時期的なこともあって、これが出たからその直後すぐという話としては、難しい面もありますが、またしばらくすると次のサイクルの中で新施策が出てくるのかなというところはあるかと思います。

司会 そうですか、わかりました。どうもありがとうございました。ちょうど予定の時間でございます。進行にご協力をいただきまして、たいへんありがとうございます。働きがいのある仕事、働く人びとの人権が守られるような仕事、これがディーセント・ワークであると思います。これが今回ILOで提起され、新しい勧告として出されたわけでありまして、ただ一方で日本の現状を振り返ってみますとリストラと高失業ということで、ディーセントであろうとなかろうとワークが欲しいという声もあるだろうという気がします。ILOが掲げているこういう目標と日本の現実との間にはやはり大きな落差があるような気がするわけですがけれども、協同組合を振興しILOの新勧告を日本で具体化していくということを通じて、少しでもこの落差が縮まるように、またそのために今日のシンポジウムが役に立てばいいなというふうに思っております。

皆さん、本日はご出席ありがとうございました。また、パネラーの皆様、お忙しいところご出席いただきましてありがとうございました。それでは、本日のシンポジウムを以上で閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）